

独立行政法人 雇用・能力開発機構の概要

1. 発足 平成16年3月1日特殊法人雇用・能力開発機構より独法化
2. 役職員数 役員8名(理事長、理事5人、監事2人)、職員:3,959人(平成19年4月1日現在)
3. 所在地 神奈川県横浜市(本部)
4. 組織 本部(8部1室)、従たる事務所(47所)、職業能力開発施設等(75所)
5. 事業概要
 - (1) 能力開発に関する業務
 - ① 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等
 - ② 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上についての労働者等に対する相談等(キャリア・コンサルティング)
 - (2) 雇用開発に関する業務
 - ① 雇用管理に関する相談等
 - ② 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等
 - (3) 勤労者財産形成促進に関する業務
勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金の融資等
 - (4) その他
雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務
6. 改革の取組状況
第1期中期目標期間(当初:H15~H19年度)を1年間前倒しし、平成19年度から第2期中期目標(H19~H23年度)を設定、取り組みを開始。
※独立行政法人化以降、平成23年度までに職員数1050人(△23.1%)、一般管理費及び業務経費(14年度基準額から)344億円(△31.2%)削減予定。

独立行政法人 雇用・能力開発機構の整理・合理化計画案のポイント

1. 事務・事業の見直し内容について

(1) 職業能力開発業務

- ① 機構で行う職業訓練については、主にもものづくり分野であって民間にできないものに限定するなど職業訓練の重点化を行う。
- ② 平成19年度からの3年間を改革期間として、私のしごと館の改善目標(サービス利用者増、経費縮減、自己収入増等の目標)を定めた改革実行計画(アクションプラン)等の着実な実施を図り、改善目標を達成する。

(2) 雇用開発業務

- ① 相談業務
 - ・ 中小企業事業主等に対する相談・援助業務については、中小企業の人材確保や職場定着に資する内容に重点化し、適切な目標管理の下、労働者の雇用の安定にとって、より効率性の高い事業とする。
 - ・ 建設業事業主等に対する相談・援助業務については、更に多くの建設事業主等に利用されるよう、具体的な相談事例の公表など広報内容を充実するとともに、担当職員の資質の向上を図りつつ実施する。
- ② 助成金支給業務
雇用管理の状況、ニーズ等を踏まえつつ、絶えず、業務の種類、実施要件等について検討し、同業務を実効あるものとするため弾力的かつ機動的に必要な見直しを行う。

(3) 勤労者財産形成促進業務

業務説明会や相談業務等を通じ事業主等から得られる意見等を分析して業務の質の向上に反映させる。さらに、業務の外部委託や競争入札の導入等により業務の一層の効率化に努める。

2. 事務事業の民営化、市場化テスト、他法人への移管・一体的実施について

- ① 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した6コースについて、平成18年度に市場化テスト実施に係る民間競争入札を実施したところであり、平成19年4月から平成20年3月まで落札者による職業訓練事業を実施している。
- ② 「職業能力開発促進センター」の行う業務について、特に在職者訓練のうち情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練について、国が真に担う必要性につき精査し、真に必要性の認められるもの以外のものを廃止する。
- ③ 「私のしごと館」の職業体験事業のうち業界団体や伝統工芸団体等からの協力を得て実施している職種以外の職種の5職種に関する体験事業について、平成18年度に市場化テスト実施に係る民間競争入札を実施したところであり、平成19年4月から平成22年3月末日まで落札者による職業体験事業を実施している。

3. 業務効率化について

(1) 一般管理費、業務費等の見直しについて

- ① 一般管理費及び業務経費については、効率的な利用に努め、第2期中期目標期間の最終年度(平成23年度)までに、平成18年度予算と比べて、17.8%以上削減する。
- ② 常勤職員数について、平成18年度末に比べて、第2期中期目標期間の最終年度までに、600名を削減する。

(2) 随意契約の見直しについて

随意契約の範囲及び公表の範囲については国の基準に合わせており、また、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

論点と厚生労働省の考え方

論点1

○「私のしごと館」に係る業務の廃止(又は縮小)

平成19年度からの3年間を改革期間として、私のしごと館の改善目標(サービス利用者増、経費縮減、自己収入増等の目標)を定めた改革実行計画(アクションプラン)等の着実な実施を図り、毎年度その進捗状況について、評価・検証等を行う。

また、改革期間終了後(平成22年度)速やかに、私のしごと館の必要性・有効性の評価・検証等を行い、これを踏まえて廃止も含めた抜本的な在り方の見直しを行い、その結論に沿って、中期目標終了時(平成23年度)までに具体的な措置を講ずる。

○職業訓練事業と自立支援事業の比重の見直し及び保有施設の売却整理の促進

○ 事業の見直しについて

離職者訓練については、主にものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないもののみ限定して実施する(平成19年度)。

在職者訓練については、情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練コースについて真に必要性の認められるもの以外廃止し、平成18年度比2割削減する(平成19年度)。

キャリア形成支援業務については、ヤングジョブスポットの設置箇所を重点化するとともに、キャリアコンサルティングを行うアドバイザーの質の向上、キャリア形成支援体制の機能の総合化を行う。

○ 雇用促進住宅の譲渡等について

雇用促進住宅については、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)及び同月22日の閣議決定において、「事業廃止までに30年かけるという考え方を撤回し」、「民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に事業を廃止すること」について、18年度中に検討し、結論を出すこととされた。

上記答申及び閣議決定を受け、機構において、民間シンクタンクの報告も参考にして、15年間(平成33年度まで)で譲渡・廃止を完了することとしたもの。

現在、雇用促進住宅の譲渡・廃止業務については、家賃収入等による独立採算で行っているところ、当該譲渡・廃止期間の前倒しは、立ち退きを求める住民への給付費用が増大するため、「総収益の最大化を図」ることとしている閣議決定等に抵触するものである。

論点3

○公共職業能力開発施設、職業能力開発大学校等の廃止・統合

職業能力開発大学校・短期大学校について、訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、訓練定員の見直しや訓練科の整理・縮小を行うものとし、平成19年度に見直し方針を決定し(20年度は新定員・科による募集)、平成21年度の訓練から実施する。その状況を踏まえ、施設の在り方及び配置について、実績の低調な施設の統廃合を含め中期目標期間の最終年度(平成23年度)までに検討し、必要な措置を講ずる。

○職業能力開発業務(職業訓練業務)、雇用開発業務(相談等業務)等を民間委託、市場化テストの実施

○ 市場化テストの実施

①「アビリティガーデン」における職業訓練事業

- ・業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち6コースにおいて市場化テストを実施している(平成19年4月から平成20年3月までの1年間)。
- ・平成19年度の実績等を踏まえ、今後の事業の在り方について検討・結論を得る(平成20年度前半まで)。

②「私のしごと館」における職業体験事業

- ・業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種に関する体験事業において市場化テストを実施している(平成19年4月から平成22年3月までの3年)。

○ 相談等業務の民間委託について

- ・相談等業務については、一部人材確保や職場定着に資する内容に重点化しているところ。
- ・雇用管理面の立ち後れから人材確保が進まない中小企業事業主や建設事業主に対し、雇用管理アドバイザー(注)等の専門家を活用しつつ、機構の蓄積する専門的ノウハウを事業主に適切に還元。

(注) 社会保険労務士等に委嘱

- ・本業務を効果的に行うため、助成金支給業務と一体的に実施することが必要である。

論点5

○雇用開発業務(助成金支給業務)の重点化

雇用開発業務(助成金支給業務)については、雇用保険二事業(三事業)の目標管理等により、その効果等の評価を行うとともに、毎年度、各助成金の重点化等を弾力的かつ機動的に行っているところである。

平成20年度においても、実績の乏しい助成金を廃止するとともに、生産性向上、教育訓練の実施等を促す助成金に重点化する。

行政減量・効率化有識者会議

参考資料

厚生労働省

「私のしごと館」について

若者を中心に職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るため、様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等をワンストップで提供する施設として、平成15年3月に開館。同年10月から本格オープン（京都府関西文化学術研究都市）。

展示・体験事業

関係業界団体等の協力を得ながら、

- ①「職業人として必要な意識・心構え」の理解
- ②「ものづくり」や「サービス」等約40職種の実体験
- ③プロの職業人による実演・実技の見聞、挑戦の機会を提供

機械工作の仕事の体験風景



職業体験や職業適性検査、キャリア・コンサルティング等を組み合わせたコース設定等を通じた連携

個々人の適性に
応じた進路・職業
選択等の実現

職業適性検査・職業情報の提供、キャリア・コンサルティングの実施、セミナーの開催等

利用状況

- 平成15年3月の開館以降、平成19年7月までの生徒・学生を中心とした各事業サービス利用者延べ数は約206万人（平成15年度：33万人、平成16年度：49万人、平成17年度：52万人、平成18年度：51万人、平成19年度：20万人）。
- 学校・教育委員会関係者への誘客、説明会等を実施した結果、平成19年7月末時点の来館予約（平成21年7月まで）は約19万人。
- 昨年度実施した利用者アンケートによれば、回答者の8割以上から、「さまざまな職業に関心を持つようになった」、「さまざまな職業の理解が深まった」などの高評価。

私のしごと館設置の経緯

平成元年 「若年者等の職業意識に関する懇談会」設置（メンバー：学識経験者、労使団体、マスコミ、企業等）
《平成3年報告書取りまとめ》

平成4年 「働きがいと技能尊重に関する有識者懇談会」設置（メンバー：学識経験者、労使団体、マスコミ、企業・業界等）
《平成5年報告書取りまとめ》

平成5年4月 **新総合経済対策決定（経済対策閣僚会議決定）**
公共投資、社会資本整備として、勤労体験プラザ（仮称）構想が具体化

平成5年8月 勤労体験プラザ（仮称）の建設について（記者発表）
（趣旨、設置予定場所、対象者、実施事業の内容等について公表）

平成7年6月 「勤労体験プラザ（仮称）」基本計画策定（記者発表）
（趣旨、設置予定場所、コンセプト、対象者、事業計画、設置効果等について公表。床面積は67,600㎡、年間集客数75万～110万人を計画）

平成7年12月 **第8次雇用対策基本計画（閣議決定）**
職業総合情報拠点として開館準備を進めることが明記

平成9年4月 **関西文化学術研究都市建設促進法に基づく基本方針改訂（内閣総理大臣決定）**
勤労体験プラザ（仮称）の整備推進と情報提供施設としての位置付けが明記

平成11年8月 **第9次雇用対策基本計画（閣議決定）**
多様な職業情報の体系的な収集・提供、様々な体験機会を提供する職業総合情報拠点として勤労体験プラザ（仮称）の設置推進が明記

平成13年5月 第7次職業能力開発基本計画
キャリア形成を支援する職業総合情報拠点として「私のしごと館」の開設を推進することが明記

平成15年3月 **運営開始（床面積35,000㎡）**
10月 本格的な稼働開始

「私のしごと館」今後の見直しの方向性

勧告の方向性（政独委）H18.11
→ 見直し案（行革本部了解）H18.12

「私のしごと館」について、3年間の総合的な経営改善、その結果を踏まえ、廃止を含めた**抜本的な在り方の見直し**

市場化テストの実施（規制改革・民間開放推進計画3か年計画（再改定））H18.3

職業体験事業のうち、業界団体等の協力により実施している職種以外の5職種について、市場化テストを平成18年中に実施

改革推進計画（厚生労働省）H19.3

- ＜政策的位置付け＞ **主として中・高生を対象**とし、早期の段階から若年者の職業意識形成を支援
- ＜果たすべき役割＞ 職業意識の形成からキャリア形成まで**体系的なサービスを多くの若者に提供**
- ＜アクションプランが効率的・効果的に実施されるための厚生労働省の具体的取組＞
教育行政・地方公共団体に対する積極的な周知・活用依頼

改革実行計画（アクションプラン）（雇用・能力開発機構）H19.3 平成19年度→平成21年度

- ＜改善目標＞
 - ・ **各事業サービス利用者延べ人数** 52万人→**57万人**（17年度→21年度）
 - ・ 各事業サービス利用者の8割以上から高評価の獲得
 - ・ **自己収入額** 1. 1億円→**2. 2億円**
 - ・ **運営費交付金に係る支出額**（人件費を除く） 13. 8億円→**9億円台**
 - ・ 人件費 3. 8億円（42人）→**2. 6億円（33人）**
- ＜具体的取組＞
 - ・ 職業体験プログラムを**発達段階に応じて高度化**の実施
 - ・ **最新技術を駆使した製品の展示等**を内容とした企画展を企業の協力により開催
 - ・ 一過性の体験に終わらせないための**事前学習方法の支援**や**来館後の相談受付**の実施
 - ・ 入館券配布等を特典の付与を内容とする**法人会員制度**の導入

毎年度、進捗状況の評価・検証等

→ 取組内容の見直し・次年度計画への反映

市場化テスト対象5職種

平成19年4月から市場化テストの落札者が実施（～平成21年度まで）

- ・ 小型製品組立の仕事（玩具）
- ・ 宇宙開発
- ・ 雑誌編集の仕事
- ・ CGデザイナー
- ・ プログラマー

市場化テスト実施による経費削減等の効果の検証

改革期間終了後（平成22年度）速やかに、目標の達成状況や目標を達成するために講じられた措置等の実施状況、さらに、私のしごと館の必要性・有効性の評価・検証等を行い、同館の**廃止も含めた抜本的な在り方の見直し**を行い、**中期目標期間終了時（平成23年度）までに具体的な措置を講ずる。**

離職者訓練(施設内訓練)

○ 主に、ものづくり分野が中心で、民間では実施できないものに限定。

(参考)

ハローワークの求職者を対象に、職業に必要な技能及び知識を習得させることによって再就職を容易にするための職業訓練を実施

○訓練コース例(訓練期間:6ヶ月)

テクニカルオペレーション科

(コース概要／習得内容)

機械技術者に必要な知識と技能を中心に訓練を実施し、手書き及びCADによる機械製図、測定及びNC工作機械による機械加工の習得

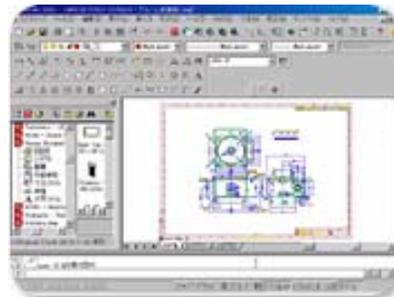
(就職先)

CADを利用して図面を作成する業務、NC工作機械のプログラムの作成業務、NC工作機械のオペレーター等への就職が見込まれる

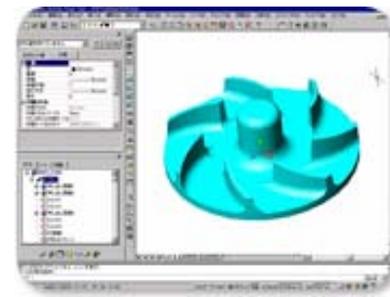
訓練の流れ



1ヶ月目「機械製図及びCAD基本」



2ヶ月目「二次元CAD」



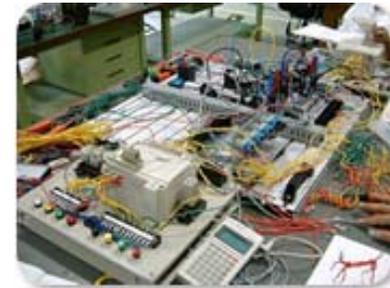
3ヶ月目「三次元CAD/CAM」



4ヶ月目「NC旋盤」



5ヶ月目「マシニングセンタ」



6ヶ月目「制御機械システム」

在職者訓練

- ものづくり分野を中心に「真に高度なもの」のみに真に限定して実施。
 - 情報・通信系、居住系、管理・事務系については、真に必要性の認められるもの以外廃止。
- 平成18年度実績より2割程度削減（平成19年度中）

（参考）

在職者を対象に仕事を遂行する上で必要な高度の知識・技能の習得を図るため、比較的短期間の職業訓練を実施。

実施状況

『真に高度な在職者訓練の基準』を公表（平成19年8月）

基準は技術・人材養成等の分野の外部専門家による「在職者訓練設定基準に関する専門委員会」での検討を踏まえ策定した。

キャリア形成支援業務

1 ヤングジョブスポット

- 設置箇所の重点化を実施(14カ所(平成18年度)→2カ所(平成19年度))。

(参考)

- 若年者同士がお互いに職業について話し合う場や職場見学等、職業に触れ合う機会を提供するとともに、キャリア形成に関する相談の実施や職業に関する情報の提供を通じて、職業意識を高め、適職選択やキャリア形成を促すための支援を実施。
- 若年者の参加が見込まれる場所に出向き、情報提供・相談等を実施する「出前型」による支援も実施。全国2箇所(東京、大阪)に設置。

2 キャリア形成支援体制の整備

- アドバイザーの質の向上、キャリア形成支援体制の機能を総合化。

(参考)

- 労働者のキャリア形成を支援するために、全国の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」などで専門的アドバイザーによるキャリア・コンサルティングを実施。
- 従業員にキャリア・コンサルティングを行う事業主に対して、相談・援助を行うことにより、労働者のキャリア形成の支援を実施。
- また、平成20年度から本格実施となるジョブ・カード制度においても主要な役割を担うことになっている。

雇用促進住宅

- 雇用促進住宅の譲渡・廃止業務については、「総収益の最大化を図ること」としている閣議決定等を踏まえ、民間シンクタンクの報告も参考にして、15年間(平成33年度まで)で完了する。

(参考)

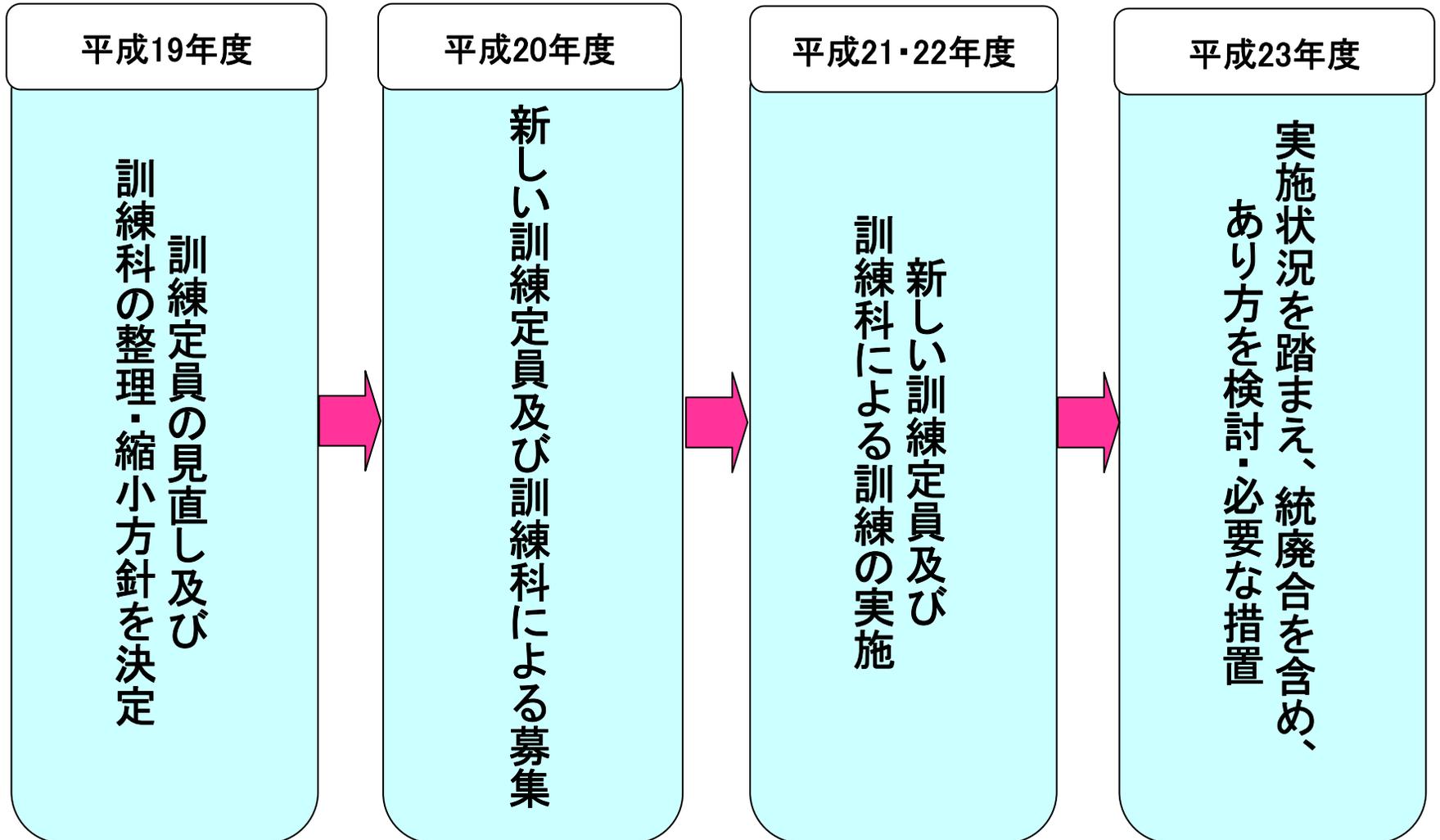
- 雇用促進住宅については、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)及び同月22日の閣議決定において、「事業廃止までに30年かけるという考え方を撤回し」、「民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に事業を廃止すること」について、18年度中に検討し、結論を出すこととされた。
- 上記答申及び閣議決定を踏まえ、機構において、民間シンクタンクの報告も参考にして、15年間(平成33年度まで)で譲渡・廃止業務を完了することとしたもの。
- 現在、雇用促進住宅の譲渡・廃止業務については、家賃収入等による独立採算で行っているところ、当該譲渡・廃止期間の前倒しは、立ち退きを求める住民への給付費用が増大するため、「総収益の最大化を図ること」としている上記答申及び閣議決定に抵触するものである。

譲渡・廃止期間	5年間	10年間	15年間
予測収益額(億円)	▲147	60	141

※ 資料出所:「雇用促進住宅の早期事業廃止に向けた方針策定支援に係る業務委託報告書」(2007年1月31日 三菱総合研究所)

公共職業訓練施設の見直しスケジュール

職業能力開発大学校・短期大学校



市場化テストの導入

- ① 生涯職業能力開発促進センターにおける市場化テストの実施
→ ホワイトカラー関連職種の在職者訓練6コースを対象(平成19年度)
- ② 私のしごと館における市場化テストの実施
→ 若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち5職種を対象(平成19～21年度)
- ③ 職業能力開発促進センターの在職者訓練において、真に必要性の認められるもの以外の廃止
→ 『真に高度な在職者訓練の基準』を公表(平成19年8月)
平成18年度実績に比べて2割程度削減(平成19年度中)

雇用開発業務(相談等業務)

- 人材確保や職場定着に資する内容に重点化。
- 雇用管理面の立ち後れから人材確保が進まない中小企業事業主や建設業事業主に対し、雇用管理アドバイザー(注)等の民間の専門家を活用しつつ、機構の蓄積する専門的ノウハウを事業主に適切に還元。
- 本業務を効果的に行うため、助成金支給業務と一体的に実施することが必要。

(注)社会保険労務士等に委嘱

(参考)

- 実績(平成18年度)
 - ・ 中小企業事業主等に対する相談等業務
相談件数 83,028件
講習会・セミナー 1,111回実施・112,874人受講
 - ・ 建設業事業主等に対する相談等業務
相談件数 58,045件
雇用管理研修 206回実施、7,751人受講

雇用開発業務(助成金業務)

- 雇用開発業務(助成金)については、その効果等の評価を行うとともに、
毎年度、各助成金の重点化等を弾力的かつ機動的に実施。
- 平成20年度においても、実績の乏しい助成金を廃止するとともに、
生産性向上、教育訓練の実施等を促す助成金に重点化する。

(参考)

- 平成20年度における助成金の見直し
 - ・ 中小企業職業相談委託助成金を廃止するとともに、中小企業人材確保推進事業助成金等について、既存の助成対象に加え、生産性向上に資する措置に対して助成するなどの一部拡充を行う。
 - ・ 建設業需給調整機能強化促進助成金等を廃止するとともに、建設業事業主等に対する助成金の統合を行い、教育訓練の実施などを促す助成金に重点化する。
- 実績(平成18年度)
 - ・ 中小企業事業主等に対する助成金
支給件数 5, 721件、支給金額 5, 602, 419千円
 - ・ 建設業事業主等に対する助成金
支給件数 41, 155件、支給金額 3, 549, 282千円